

ポストナショナルな統治体の動態的把握のために

——中村民雄編『EU研究の新地平』からの示唆——

網谷龍介

はじめに

本書は、社会科学研究所の「ヨーロッパ研究会」を母体とする共同研究の成果である。共同研究には様々な形がありうるが、編者によれば、本書はいわゆる「学際的研究」ではなく、共通の問題関心を共有しつつ異なる楽器によって音楽を奏でる「ジャズ」であるという。評者はその比喩を十分理解しているとはいえないが、このような性格を持つ本書につき、まず内容を忠実に要約し、それに一つずつ評価を加えるというタイプの書評は適切ではないだろう。そもそも、同書の「はじめに」「終章」において編者による的確な総括がなされており、その点で付け加えられるべきものは多くはない。そこで本書評は、このセッションの中から浮かび上がった印象的なフレーズを取り出し、コメントを加えることを中心としている。

まず全体の評価を述べておこう。編者が「はじめに」で掲げた目的からするならば、本書の評価基準は、第一に「全体として曲をなしているか」否か、第二に「現場感覚を伝える」という目的が達成されているか否か、ということにおかれるべきだろう。

この二点いずれについても、本書が相当の成功をなしていることは疑いない。本書の中では、共通のテーマが形を変えて扱われ、奏者間で呼応や変奏が展開されている。そのことによって、多数の執筆者であるにもかかわらず、本書にはある種の一体性が生まれている。また現場感覚という点に関しては、出来合いの枠組を適用して足れりとする類のものではない、方法論的な

省察を含む章が多く含まれており、「音楽」が立ち上がる現場を実感させる。さらに、共通のテーマを扱いつつも、奏者の間には決して予定調和が支配しているのではない。時に不協和音が響くことも、本書にライブ感を与えている。

以下では本書に表れた興味深いトピックを四点取り上げ、その主題をめぐる各章の変奏を検討する（なお、本書からの引用はページ番号のみを記す）。

1. EU研究における「方法論的ナショナリズム」からの離脱

共有されている主題として最初にあげるべきは、遠藤乾「日本におけるヨーロッパ連合研究のあり方」が掲げた「方法論的ナショナリズムを超えて」という主題であろう。本書の多くの章には、方法に関する慎重な検討の過程を見ることが出来る。「こえて」といっても、ここで必要なのは、既存の分析枠組から別の枠組に一足飛びに移ることではなく、既存の（国民国家を対象とした）分析枠組の特質を冷静に検討した上で、EUという新しい対象への適用のための取捨・選択・改変を加えるその作業過程である。

例えば平島健司「政体の観点からEUを考える」は、「多面的な『EUの現実』をあきらかにしなければならぬ（45）」として、政体としてのEUのあり方を一つの分析視角（「政府間主義」、「新機能主義」等）から裁断するのではなく、政策領域ごとの多様性とその対象範囲の拡大に重点を置く。また、安藤研一「EU、国民国家を超える制度の政治経済学」は、経済

統合に関する既存の議論が「比較静学」であることを批判する。そして、資本主義経済の基本的特徴を三点（市場機構、資本蓄積、資本一賃労働関係）にまとめ、その制度的基盤がEUレベルにどのような形で構築されているかを、国際公共財の供給に関する議論などを参照しながら検討し、ヨーロッパ経済の現状を捉えようとする。更に、中村民雄「動く多元法秩序としてのEU」は、多層で動的なEU法秩序の動態を捉えるため、ハート（H. L. A. Hart）の議論を出発点とし、ダヴリック（Frank E. Dowrick）の承認ルール間の競合というアイデアや、マコーミック（Neil McCormick）の多元法秩序モデルを導きとして、両者のアイデアを総合する形で、EU機関次元の法秩序と各国次元の法秩序が重複しつつ並存するというモデルを提示する。

これらから、「ポスト方法論的ナショナリズム」のEU研究の方向性について、一定の示唆を得ることが出来る。まず、EUは多層性を持つ政体であり、かつその作動のあり方や範囲が動的に変容していることが重要である。EU研究はこの点を捉えるものでなければならない。そのための戦略の一つは、安藤が示したように、資本主義経済・統治（・民主主義？）といった分析対象の基本的カテゴリーに立ち戻って、その果たすべき機能がいかに実現されているか（いないか）を検討することである。小川有美「新しい統治としてのOMC（開放的協調）とヨーロッパ化する政党政治」が、ルーマン（Niklas Luhmann）に依拠しつつ、開放的協調と憲法化を法システムと政治システムの接触についての二つの選択肢として提示しているのも同様であろう¹⁾。もう一つの戦略は、中村が示

したように、多層性と動態性という点に特に留意しつつ、既存の分析枠組の抽象化・修正・結合を試みることであろう。

しかし他方で、そのような分析枠組の検討が不足している章も存在している。例えばマルティン・シュルツ「経済政策統合に伴うヨーロッパの経験」は、EU市民をプリンシパルとし、EUの政治家や役人やエリートをエージェントとして分析を行うと宣言する。EU市民とEUレベルの政治家・役人には直接の授権の回路が存在しておらず、各国政府を介しての間接的なそれにとどまっているため、通常は市民と各国政府の関係（または各国政府とEU諸機関）をプリンシパル・エージェント関係として捉えることが多いであろう。従って仮にこの枠組が適用されれば、興味深い議論が展開されることが予想される。しかし実際に議論の中で提示されているのは、「ドイツ」「アイルランド」といった各国民経済が統合によってどのような経済的影響を受け、どのような対応戦略をとるか、という国際経済協調に関する古典的なフレームワークである。もちろんそれは、それ自体として問題があるわけではないが、宣言とは異なり「市民」は登場しない²⁾。

また、宇野重規「政治哲学問題としての欧州統合」は、「帝国」というポスト国民国家的なキーワードを一つの柱としているが、そのキーワードそのものに対する省察が不足している。「しばしばEUは、アメリカ型の帝国に代わる、あるいは対抗するそれとは異質な新しい秩序構想の代表として捉えられる（259）」という一文があるとおおり、帝国の語は、現実のアメリカ合

1) 憲法化については、トイブナー（Gunther Teubner）の議論も参照（Teubner 2004）。この論文を含む研究動向の紹介に伊藤（2005）があり、全体としては有益であるが、トイブナーの議論の紹介においては、部分システムの外部への負の影響の解決という側面に重点をおきすぎているように思われる。トイブナーの議論の重点は、各部分システムの自律性の擁護にある。

2) 市民一人一人の経済的利益を検討することは極めて困難だとしても、国民経済レベルとEU経済レベルでの生産要素の希少性の相違に注目したり、あるいは市場統合がセクター毎に与える影響の相違を分析をするなど、市民一人一人に与える経済統合のインパクトに近づこうとする枠組が、仮にも「市民」を掲げるのであれば必要ではなかっただろうか。あるいは、国民経済の盛衰が平均的市民の厚生代理変数としてとらえられるということかもしれないが、明示的な説明はない。

衆国のあり方を基礎として位置づけられているように見受けられる。しかし他方、帝国の特徴に関する記述では、国境を越える活動や内と外の区別の相対化など、ネグリ (Antonio Negri) / ハート (Michael Hardt) の議論にむしろ依拠していると思われる部分もある。どちらにせよ問題なのは、EU の現状および将来を測るモノサシとして提示された帝国の概念に関する明確な内容規定が欠落していることである³⁾。モノサシが不明確なまま帝国であるとかないとか言ってみても、あまり意味があるとは思えない。むしろ、実体的な主張として提示されている「市民権のみを付与する政治体としての EU」というシナリオの方が、それ自体興味深くかつ検討に値するものであり、そこには帝国などというギミックは不要ではないだろうか。

帝国という概念の利用については、鈴木一人の議論が参考になる (鈴木 2006)。彼は権力性と多元性を帝国の中核と位置づけつつ、EU にそのような要素が一定程度含まれているとしながらも、なお独自性を持つ点を表現するために「『規制帝国』としての EU」という仮説を提示している。概念内容の適切性については議論がありうるとしても、鈴木議論の方が、「帝国」というキーワードを分析に生かすための手続として自己省察的である。

「方法論的ナショナリズムをこえる」ということは、主権国家や想像された国民共同体の力を無視して、ないしはその将来的な消滅を想定して分析することや、新しいキーワードを用いることを意味するのではない。問題なのは、国民国家の存在を絶対視することであり、国民国家の諸制度が EU レヴェルに再現されることを、無前提に想定する・基準とすることである。国民国家の位置を見直す、それが実現してきた価値・機能に一旦立ち返り、それを (別の形で) 実現する制度を検討する、諸制度をその構成パ

ーツに分解した上で、パーツ一つ一つの適用可能性を検討する、といった作業を踏まえた結果であるならば、当の国民国家を一つの主体として重視する分析枠組が生まれたとしても、それは決して「方法論的ナショナリズム」ではない。遠藤論文が後半部分で提示するタスクリストに、「加盟国家同士の外交 (史) を研究アジェンダの正面にすえる (16)」ことや、(国家間の) 「開放的でアドホックな連携の実態的分析 (17)」といった、国家が中心的主体となる方向が挙げられていることは、そのように理解すべきであろう。

以上のように、多くの章に「方法論的ナショナリズム」をこえるという課題が共有されていることは評価されるべきである。しかしその反面で、評者の観点からは、「国家とそうでないもの (としての EU)」という対比に重点がおかれるあまり、EU の特徴を示す他の側面への注目が弱くなっているように映る。例えば、一つの論点は、最も広い意味での公的機能を担保する上で、政府・市場・社会組織に割り当てられる役割である。シュミッター (Philippe C. Schmitter) が「EU の『マルチレヴェル』性と同様に『多中心性』を強調しておきたい (Schmitter 2004)」とするように、自前の執行機関を持たない EU の政策手法は、古典的主権国家モデルのそれとは異なっている。ただし、政策手法の変容は、各国民国家の中でも既に起きており、政治学の分野では「ガヴァナンス」という標語の下で検討されている他 (cf. Jordan, Wurzel and Zito 2005)、公法学においても「公私協働」といった標語の下で既にその規範的位置づけが議論されている点である (毛利 2001; 山本 2003)。階制的な主権国家モデルの限界・変容は、各国内でも主題化されているのであり、ここでは両レヴェルの並行性も重要である。

また別の論点として重要なのは、平島の言う「領域ごとにさまざまなガヴァナンスのあり方 (29)」である。すなわち、国民的主権国家の変容を語る上では、サイズやレヴェルのミスフィット (例えば、グローバル化する経済と一国レ

3) 日本語では欧米語と異なる形で帝国の語が用いられてきた歴史があることを考えれば (吉村 1999)、帝国メタファーの使用に際して意味内容の明確化を図る必要は、より大きいといえないだろうか。

ヴェルの規制)ということのみならず、個別の社会サブシステム、個別の政策分野が自律化していることに目を向ける必要がある。例えば臼井陽一郎「EU 環境法とポスト国民国家の言説」は、法多元主義の立場の議論を好意的に紹介するが、そこでの多元性は主として、EU 法と加盟各国の法(加えて国際的合意)の共存に見出されているようである。しかし、法多元主義の一つの源泉であるエールリッヒ(Eugen Ehrlich)が前世紀初めに「生ける法」を見出したのは、社会的諸団体の内部秩序であった。つまり、部分社会の自立的規範形成と統一的国家法という対抗軸に、より目が向けられるべきではないだろうか(Teubner 2004; 石川 2003; 村上 2005)。この点は次のトピックとの関連でより重要となるため、節を改めよう。

2. ヨーロッパ統合における規範と正統性

共有されている主題として次にあげることができるのは、規範の生成や価値への着目である。法学からの分析である中村論文や、政治哲学を掲げる宇野論文がこの問題に関わるのはもちろん、構成主義アプローチを採る臼井論文がこの問題を正面から取り上げているほか、平島論文にも規範の生成への目配りを見ることが出来る。ここには、規範や正統性の問題をめぐって、法学と政治学という異分野の間に対話可能性が生まれているという研究状況がよく反映されている。しかし、当然のことながら各々の見解は相違する。しかもそれがディシプリンの違いにとどまっていない点が、この緊張関係を一層興味深いものとする。

構成主義アプローチの下で法多元主義とソフトローの概念を出発点とする臼井は、EU をアリーナとして、国際(世界規模)、EU、各国の三つのレベルの規範的言説が交錯し、規範の進化が起きているとする。とりわけ、ソフトローが法と政治を媒介し、規範進化の中での触媒となっている点が、議論の中心にある。これに対し法学者である中村は、様々な社会規範(な

いしその萌芽)が法規範に変形される上で、いかなるスクリーニングがなされる(べき)か、という点にこだわりを見せる。

ここまでならば、拘束力を持つフォーマルな法という形式の持つ意味にこだわる法学者と、法と社会規範の相違にこだわらない政治学者、という重要な、しかし通常想定される対話の構図である。しかし、両者には重要な共通点が存在する。中村は、立法・法制度化のスクリーニングのためのメタ規範の存在を想定している。議論の出発点にハートの承認のルールをおいている点からしても、そのようなメタ規範は各国とEU レベルに各々存在する(その意味では複数ある)としても、それぞれの範囲の中では一つであると考えているものであろう。臼井も「強い体系志向性を持つ法秩序に構造づけ(76)」られている点を、国際法との比較でのEU 法の特徴であるとし、「管轄権や義務が…分化し、意思決定や政策実行が…多次元化しつつも、全体として断片化しない欧州が模索されていった(79-80)」とする。つまり、両者は総体的なEU 規範秩序の存在を想定しているのである。

ところがこの点について、平島は懐疑的である。平島は、(政策ネットワークへの社会的主体の関与を通じて生成・制度化される)「特定の価値や社会規範は、必ずしも政策ネットワークの個別を越え、EU 全体の法的規範として制度化されるわけではない(41)」とする。終章で中村は、規範が制度化される場合とされない場合の差異が重要であるという臼井へのコメントの補強材料として、この箇所を含む引用を行っているが(290)、平島の議論は、(各政策分野ごとの個別の)社会規範の法制度化の有無という点と、個別のネットワークを越えた全体的規範になるかどうかという点の二段階を分けて議論するものであり、ミスリーディングな引用である。平島のこのような視座は、「民主政治(デモクラシー)は個別政策ごとに公私の主体間の協力を通じて行われる問題解決(ガヴァナンス)の総和以上のものである(45)」という記述にも見て取れるだろう。つまり平島は、ソ

フトローを媒介とした規範の進化や、一定の承認ルールを通じた法制度化があるとしても、そのことは単数形の「EU 法（規範）秩序」の存在の証明にはならないという主張をここで提示しているのである。前節の議論で示唆したように、法多元主義の議論とも親和的な視角である。

これは、EU との関連で正統性をどのように論じるかという問題でもある。臼井と中村に共通するのは、一定の基準を設定してそれに合致するものを正統とする論法である。例えば臼井は、法多元主義の視座から「法定立の根拠は、異なった法秩序間の競合がもたらす諸言説の、広範な相互作用の中に探求される（82）」とするが、一見中立的なこの枠組の下で、彼が「進化」と呼ぶものは、環境規制の強化とハードロー化であり⁴⁾、環境訴訟における環境団体の原告適格の承認という、特定の規範的内容の実現である。また中村は、最終的な選別主体である各国政府が受容するであろう正統化根拠を探り出すという視角から、国家間合意文書などを基準として承認のルールを検討している。これらからは、EU の正統性の向上は EU の条約テキストや法テキストの改善によってもたらされることになる。特に法学において、前世紀中葉の歴史的経験を経て、形式要件（立法手続）のみで法を法とみなす法実証主義に対する批判が一般化していることを考えれば、このような視角が採られるのは当然といえよう。

4) この点は、臼井がソフトローの重要性を強調していることとの関連で興味深い点である。臼井は最終的なハードロー化を評価しているようだが、ソフトローとは、最終的にハードロー化を実現するための一つの段階に過ぎないのであろうか。というのも、ソフトローを論ずる議論の中の一つの系は、政策手法としてのハードローに対するソフトローの優位を主張するものであるからである。また、商法を対象とした最近の研究には、裁判所がソフトローを判決に取り込むことがむしろ逆効果を生むとする批判的結論を導くものもあるという（藤田 2006）。中村の提示した論点も含め、ソフトローとハードローの関係についての臼井の見解をもう少し聞きたいところである。

これに対し、イーストン（David Easton）の政治システム論などの系譜に立つ政治学の正統性論において重要な位置を占めるのは、一般的支持（diffuse support）であり、正統性の有無は研究者の内容判断ではなく、政治体の構成員が——理由はどうあれ——一般的な支持を与えているか否かによって判断されることになる（cf. Føllesdal 2004）。すなわちここで問題なのは、例えば、憲法条約の出来不出来、EU のサービス自由化指令の適切性といったことではなく、それら様々の事象が加盟国国民にどのように認知されるか、ということであり、彼らのイメージを改善する特效薬があるわけではない以上、対応はより難しいとも考える。平島がバルトリーニ（Stefano Bartolini）を引用して、「EU の市民は、未だに個別の政策の是非を超え、EU の政体全体とその将来像を論ずるヨーロッパ市民ではない（42）」とするのは、このような文脈においてであろう。

このように、規範や正統性に関して、各章が奏でる音は相互に緊張関係にあり、その不協和音こそが本書をスリリングなものにしている。但し一点だけ付言するならば、正統性を判断するのは誰なのか、という点に関しては、多くの章がとりあげつつも十分に論じられてはいないように思われる。統合過程におけるイデオロギーの役割に触れる安藤や、理念としての〈ヨーロッパ〉の復活を分析する宇野においても、それらが誰によって担われ誰に作用するものなのかは判然としない。統合ヨーロッパの規範的基礎を論ずるうえでは、誰の行動と関係付けて論ずるか——政府指導者や官僚か、各国の議論をリードする（？）知識人か、一般市民か——を明確にして論ずる必要があるだろう⁵⁾。

5) 例えば、憲法条約の国民投票による否決を論ずるために、正統性をめぐる知識人の議論を取り上げることは、方法論上疑義が多い。知識人の議論と有権者の判断根拠が同じである保証はないからである。

3. 国際秩序とヨーロッパ統合

これまで論じた二つの点は、実はEUに固有の問題ではない。いわゆるグローバル化の進展とともに、世界規模の国際社会の変容についても同様の問題は論じられている。従って、EUの経験はグローバルな変化を勘案しつつ論ずることが有益である。この点が三つ目の、どちらかといえば各章の議論の裏面で共有されている主題であるといえよう。宇野は、「統合のどの部分がヨーロッパ固有の要因に基づき、どの部分が一般的射程を持つのか、慎重に区別することこそが、まず必要(250)」であると適切に指摘しているが、固有性と一般性のどちらに重点をおくかという点で、議論は分かれる。

一つの語り口は、国際社会とヨーロッパ統合を対比させ、後者の独自性を強調するやり方である。宇野は、シャルルマーニュの戴冠にさかのぼり、「その最初から統合へのベクトルと分裂のベクトルが拮抗」していた点にヨーロッパの固有性を求め、他の国際統合へのモデルとすることに留保を付している⁶⁾。安藤は、フォーマルな制度という国際公共財の提供という観点から、EFTAおよびGATT/WTOとEUを比較し、効率性の促進という点における後者の先進性と、覇権に頼らない進化という質的相

違を指摘している⁷⁾。ただしいずれの主張も一定の検討を経た上でのものであり、先験的に独自性を強調する姿勢とは無縁であることは強調しておかなければならない。

これに対し、国際社会の状況と統合の進展にある種の補完性を見る議論もある。例えば臼井が「EU環境法は…国際立法の過程に深く埋め込まれている(90)」とするとき、環境に関する社会規範の進化において、国際立法の動向が重要な一つの媒介項をなしていることが指摘されている。この点で更にラディカルなのは遠藤であり、「NATO-CE-EU体制」の標語の下で、ヨーロッパ統合が、世界規模の冷戦体制のヨーロッパ的表現であるNATOに依存していたという視角を明確に打ち出している。

しかし、本書にやや欠けていると思われるのは、冷戦終焉とグローバル化による国際社会の変容についての、国際法・国際関係論を中心とした議論との対話である。「方法論的ナショナリズム」への自省を行っているのは何もEU研究のみではない。また、EUレベルで議論されている規範や正統性の問題と同型の議論は、世界規模の秩序の問題としても議論されている。例えばSpiermann(1999)は、「新しい法秩序」というヨーロッパ裁判所の高らかな宣言とは裏腹に、現実の国際法の変容によってECの法秩序と国際法秩序の相違は程度問題になっているという認識を示す。また、山本(1994)等に代表されるように、国家主権を不可分の一体

6) シャルルマーニュにさかのぼるこのような論法は、親統合派の議論の典型であり、宇野のスタンスを明確に表している。しかし、〈ヨーロッパ〉的なものの特徴を、「自らの内部に存在する分裂と対立を利用して、多元的で開かれた社会原理を模索」することに求める時、やはりヨーロッパの一部の議論と同様、前世紀の中葉に起きた惨禍が意図的に忘却され、ヨーロッパにおける民主主義と法の支配の連続性の構築によって、その神話化が行われている。このような論法は、遠藤が批判する「単純な勧善懲悪型」の研究(3-5)とさして変わらないのではなかろうか。この種の歴史観に対抗する刺激的な20世紀史の概観としてMazower(1999)を参照せよ。

7) この方法を通じて安藤の議論は説得的なものとなっているが、比較の作業が欠落する。「EU下における資本蓄積と『フォーマルな制度』」の節に関しては、EUレベルに資本-賃労働関係を支える制度が存在しなければならないという前提をなぜおくことが出来るのかが、評者には理解できなかった。市場や資本蓄積の効率的な機能のために国民国家の枠を超えた制度が公共財として必要であるとしても、資本-賃労働関係についても同様のことがいえるのであろうか。また、もしそうであるならば、ILOやWTOの社会条項、さらには国連グローバルコンパクトなどの動向との比較は必要なのではないだろうか。

として考えるのではなく、管轄権の束として考えるアプローチが、国際法の分野で少なからず語られているという。であるならば、EUを対象とする本書においても、それらのアプローチとの対話から得られるものは大きかったであろう。遠藤が「EUは、『国家』と『国際（政府間）組織』のどちらでもない(7)」とするとき、カギカッコが用いられていることから、そこで意味されているのは「通俗的なイメージにおける国際組織」ということだろうが、実際に国際組織をめぐる展開されている学術的議論は、より洗練されたものとなっている可能性があるということである。

例えば、遠藤が研究アジェンダの一つに挙げる、国家間の「開放的でアドホックな連携」は、スローター（Anne-Marie Slaughter）が提示するトランスガヴァメンタリズム（transgovernmentalism）の議論と接するところが多い（Slaughter 1997）。スローターは、新たな世界秩序の中核をなすのは、トランスナショナルな、政策分野ごとのネットワークであるとし、国家は消滅するのではなくむしろその部分へと解体しつつ、しかし相互の連携を強化しているという見方を示している。すなわち、ハイポリテイクス的な「国際合意」ではない、国家間の情報交換・相互学習・規範形成といった目立たない実務的な連携が注目されているのである。これは、国際的結び付きの強化と国家の弱体化を一体化させるようなゼロサム的議論に比し、魅力的な仮説であるといえよう。

更に、グローバル化の進展と統治の変容に伴う正統性問題という点についても、これらの議論から裨益することは多い。例えば、リッセ（Thomas Risse）やヴォルフ（Klaus-Dieter Wolf）といったドイツの国際政治学者は、トランスナショナルなデモクラシーの存立可能性について議論を展開し（Risse 2006；Wolf 2006）、前出のスローターやコヘイン（Robert E. Keohane）／ナイ（Joseph Nye, Jr.）も、グローバルなレベルの政策協調枠組の正統化可能性について論じている（Slaughter 2005；Keohane and Nye 2000）。また行政法学者ラデ

ーア（Karl-Heinz Ladeur）は、国家とは切り離した形のデモクラシーの可能性を検討し、主権概念を離れた多中心的でヘテラーキカルなネットワークのイメージを提示する（Ladeur 2004）。これらの議論は、特に平島論文のように、総体的秩序化機能を低く見積もる場合には、EUにも高い適用可能性を持つであろう。

終章において中村は、今後の課題として、「世界的な文脈におけるEUの役割や意義を評価する(291)」ことを挙げているが、そこで念頭におかれているのはEUが域外に影響力を行使することのようである。しかし、世界的文脈でのEUの意義を考える上で同様に重要なのは、上に述べたような、EUという地域レベルの統合の進展と、グローバルなレベルの変容との関係であろう。この一義的ならざる関係についても本書はいくつかの示唆を与えているが、より意識的な扱いが必要かもしれない。

4. ヨーロッパ統合のダイナミクスと諸主体の戦略

評者の恣意的選択による以上の例が示す様に、共通の主題の様々な変奏を聞かせる本書であるが、魅力的な論点でありながら他の演奏者に取り上げられなかったものも存在する。

その一つは主体の戦略の次元である。小川論文は、通常は「新しいガヴァナンスのモード」「統治の変容」という形の位置づけが多いOMCについて、ヨーロッパの社民／中道左派勢力が社会的なものを実現しようとする過程で見出した、組織技術上の「解」、という興味深い視角を提示している。このように、EUの特定の統治構造に関して、誰が何を目的として、どのような対抗を経て成立したものか、ということを見る視角は、他の各章には必ずしも共有されていない。

おそらくこれにはある程度必然的な理由がある。第一に、本書の議論の中心は、政策の内容ではなくそれを枠付ける統治構造・制度枠組にある。環境政策という具体的争点領域をとりあ

げている白井に関しても、重点は規範の変容を「ポスト国民国家の言説」という視角から解釈することにあり、政策それ自体についての分析を行っているわけではない。経済通貨政策を扱うシュルツの説明の中心は、制度枠組が各国民経済にもたらすコストとベネフィットにあり、その制度枠組が立ち上げる過程には——経済学の分析としては当然なのだろうが——注意が払われていない。しかし、統治構造や制度枠組そのものが政治的争点として前景に登場し、それをめぐる主体の戦略が交錯する機会は決して多くないばかりか⁸⁾、そのような局面の説明は往々にして（方法的反省を欠く）政府間主義的なものとなってしまう。従って、各章の記述が主として統治構造・制度枠組の作動ロジックを説明するものになるのも当然のことといえる。

これと関連して第二に、本書ではEUの動態的性格が強調されるが、例えば中村の論文に典型的なように、そこで分析されているのはEUのダイナミックな性格を生み出す「構造」であり、ダイナミクスそのものではない⁹⁾。EUが動くことは説明されているが、どの方向へ進むか、あるいはどのような道が開かれているかは対象とされていないのである。もちろん、この点は意図的な選択の結果であろう。というのも、

8) 宇野は、統合の理念的基礎をめぐる議論を扱っているが、「統一欧州を可能な限り連邦制に近いものとして構想する傾向を持つのがドイツである（254）」「EUが目指している方向性は（275）」という形で、各国民国家やEUを擬人化する言説が用いられているのには違和感を感じる。各国毎の議論の構図の差異は評者も関心を持っているところであるが（網谷2002）、それは統合それ自体への賛否や、党派の相違と掛け合わせて分析しない限り、「各国毎の政治文化」に関するステロタイプの単なる再生産にならないだろうか。

9) 中村においても憲法条約制定過程の議論が検討されており、そこでは「主体」が登場し（218-219）、「ドイツ政府代表」、「イギリス」などが挙げられる。しかし問題関心がそれら主体の交錯や妥協ではなく権限配分にあることは、これらが「政府代表」「各国議会」という形でまとめられていることにも表れている。

統治構造・制度枠組全体を捉えることを目的とし、なおかつ「比較静学」を越えて統合の動態を捉えようとする場合、目的論的な機能主義ないしは制度進化論の色彩を帯びたものであれ、地政的ないしは経済的な利益を基礎とした政府間主義であれ、議論は過度に大きな物語となる可能性が強いからである。

以上のように、一定の理由があってなされた選択ではあろうが、憲法条約の否決を経て、ヨーロッパの将来をめぐる議論がなお続く状況の中で本書を読むとき、全体として主体（agency）の影が薄いことは印象的である。そしてそのことは、EUの非政治的ないしはテクノクラティックな性格を本書がそれ自体として表現しているようにも見える。

おわりに

もとより一冊の書物によって、EUをめぐるすべての問題系が網羅されるはずはない。以上のコメントの多くは望蜀の類であろう。しかし、本書がそのような問いを読み手に発させる、刺激的な内容であることも間違いない。その意味で、本書は題名どおりに「新地平」の所在を読者に指し示すものであり、その向こうにあるものの探求を促すものである。

参考文献

- Føllesdal, Andreas, 2004. Legitimacy Theories of the European Union. *ARENA Working Papers*, WP 04/15
- Keohane, Robert O. and Joseph S. Nye, Jr., 2000. The Club Model of Multilateral Cooperation and Problems of Democratic Legitimacy. Paper prepared for the American Political Science Association Convention, Washington, DC, August 31-September 3, 2000.
- Ladeur, Karl-Heinz, 2004. Globalization and the Conversion of Democracy to Polycentric Networks: Can Democracy Survive the End of the Nation State? In: Idem., ed., *Public Governance in the Age of Global-*

- ization. Aldershot : Ashgate, pp. 89 - 118.
- Mazower, Mark, 1999. *Dark Continent : Europe's Twentieth Century*. London : Penguin.
- Risse, Thomas, 2006. Transnational Democracy and Legitimacy. In : Arthur Benz and Yannis Papadopoulos, eds., *Governance and Democracy : Comparing National, European and International Experiences*. London : Routledge, pp.179-199.
- Schmitter, Philippe C., 2004. Neo-Neo-Functionalism. In ; Antje Wiener and Thomas Diez, eds., *European Integration Theory*. Oxford : Oxford University Press, pp. 45-74.
- Slaughter, Anne-Marie 1997. The Real New World Order. *Foreign Affairs*, 76(5), pp. 184-186.
- Slaughter, Anne-Marie 2004. Disaggregated Sovereignty : Towards the Public Accountability of Global Government Networks. *Government and Opposition*, 39(2), pp. 159-190.
- Spiermann, Ole, 1999. The Other Side of the Story : An Unpopular Essay on the Making of the European Community Legal Order. *European Journal of International Law*, 10(4), pp. 763-789
- Teubner, Gunther, 2004. Societal Constitutionalism : Alternatives to State-Centred Constitutional Theory ? In : Christian Joerges, Inger-Johanne Sand and Gunther Teubner, eds., *Transnational Governance and Constitutionalism*. London : Hart, pp.3-28.
- Wolf, Klaus-Dieter, 2006. Private Actors and Legitimacy beyond the State : Conceptual Outlines and Empirical Explorations. In : Arthur Benz and Yannis Papadopoulos, eds., *Governance and Democracy : Comparing National, European and International Experiences*. London : Routledge, pp. 200-227.
- 網谷龍介, 2002. 「ヨーロッパにおけるガヴァナンスの生成と民主政の困難——『調整』問題の視角から——」『神戸法学雑誌』, 51(4), 1-39 頁.
- 石川健治, 2003. 「憲法学における一者と多者」『公法研究』, 65, 127-140 頁.
- 伊藤一頼, 2005. 「市場経済の世界化と法秩序の多元化——グローバル部分システムの形成とその立憲化をめぐる議論の動向——」『社会科学研究』, 57(1), 9-37 頁.
- 鈴木一人, 2006. 『『規制帝国』としての EU——ポスト国民帝国時代の帝国』山下範久編『帝国論』講談社, 43-78 頁.
- 藤田友敬, 2006. 「規範の私的形成と国家によるエンフォースメント : 商慣習法を素材として」『COE ソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ (東京大学)』, COESOFTLAW-2006-2.
- 村上淳一, 2005. 「法のヒエラルヒーからヘテラルヒーへ」『桐蔭法学』, 11(2), 1-28 頁.
- 毛利透, 2001. 「行政法学における『距離』についての覚書 (上・下)」『ジュリスト』, 1212, 80-86 頁 ; 1213, 122-129 頁.
- 山本草二, 1994. 『新版 国際法』有斐閣.
- 山本隆司, 2003. 「開かれた法治国——行政法総論の基本概念の再検討——」『公法研究』, 65, 163-174 頁.
- 吉村忠典, 1999. 『『帝国』という概念について』『史学雑誌』, 108(3), 344-366 頁.

* 本稿は、文部科学省科学研究費補助金（若手研究 B, 課題番号 18730117）に基く研究の成果の一部である。また、執筆に際しては、2005 年 2 月 4 日に行われた本書の合評会（東京大学社会科学研究所）における上原良子、八十田博人両氏の書評報告に大いに啓発された。